

愛知県農業共済組合から水稲共済について

地域インデックス方式・一筆半損特約について

水稲共済が新たに市町村単位被害と圃場単位被害の補償をセットした共済になりました。

どちらの場合も、支払いを受ける場合は被害を受けられた農家さんからの事前の被害申告が必要となります。

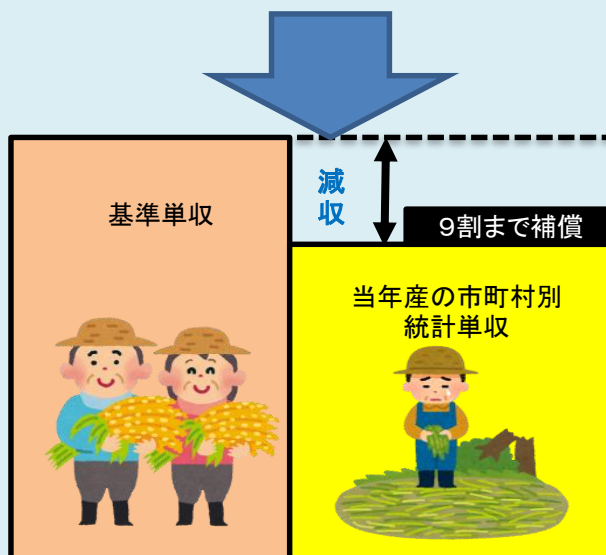
年間掛金 約150円/10a

(掛金は毎年変動します)

★共済金の支払いについて

① 地域インデックス方式(市町村単位被害に対応)

当年産の市町村別統計単収が基準単収の9割未満になると補償の対象となります。

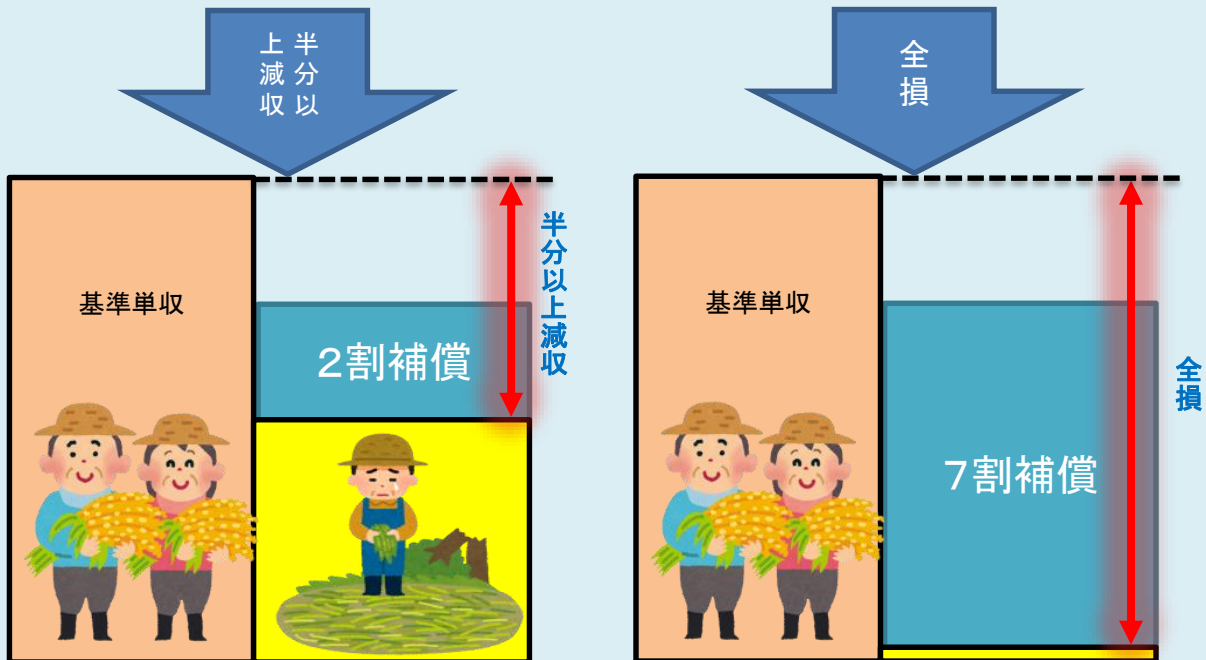


※ 基準単収は市町村ごとの統計単収の過去5カ年の中庸3年の平均、当年単収は当年の農林水産統計です。

② 一筆半損特約(圃場単位ごとの被害に対応)

耕地単位での現地にて確認した被害が、半分以上なら基準単収の2割、全損の場合は7割が補償の対象になります。

支払共済金例 半損…約18,000円/10a
 全損…約63,000円/10a



- ※ 一筆半損特約の有無に限らず、被害発生時は被害申告をお願いします。
- ※ 地域インテックス方式と一筆半損特約の両方が対象となった場合には支払共済金の多いほうが適用されます。

令和2年の実績

新城市・東栄町・設楽町・豊根村合計

申告件数 — 181件 748筆 7890アール

地域インテックス方式・一筆半損特約のセット以外をご希望の方は、下記の共済組合へお問い合わせください。

お問合せは

愛知県農業共済組合 東三河支所 豊川出張所

TEL0533-84-7300